

# 令和6年度墨田区会計年度任用職員（精神保健相談員）

## 採用選考案内

令和6年 4月19日  
墨 田 区

この採用選考は、墨田区の会計年度任用職員採用予定者を決定するために実施します。

### 1 募集概要等

職 種	精神保健福祉士、または保健師(精神保健業務経験がある方)
勤務予定先	健康推進課（向島保健センター）東向島5 - 16 - 2 令和6年11月からは すみだ保健子育て総合センター(横川5 - 7 - 4)
職務内容	・精神保健相談業務（電話、面接、訪問） ・保健センターの事業に関する業務、障害福祉サービス申請に関する業務（事務処理、データ管理、資料作成等含む）
資格・経験	精神保健福祉士資格を有し精神保健福祉業務の経験のある方 保健師免許を有し精神保健福祉業務経験がある方 パソコンの基本操作（ログイン、ワード・エクセル等）ができる方
採用予定時期	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
採用予定人員	1名

### 2 受験資格

年齢は問わない 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方に該当しない方
--

（注）受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に

基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

### 3 選考方法・日程等

内 容	書類選考、面接 面接日は、書類選考後に対象となる方へ別途連絡します。
結 果 通 知	合格者にのみ連絡。(面接後1週間以内を目途に連絡。)

### 4 申込手続等

採用選考受験申込書を、下記まで郵送または持参してください。

令和6年5月23日(木)必着 提出された書類は返却いたしません。

申 込 先	墨田区保健所向島保健センター 地域保健担当 〒131-0032 東京都墨田区東向島5-16-2 03(3611)6193
-------	--

### 5 報酬等(令和6年4月現在)

報 酬	【参考】週30時間勤務した場合 月額 約225,196円(地域手当相当分含む。)
手当に相当する報酬等	期末手当等 期末手当は、一定の要件を満たす場合に支給します その他、通勤手当に相当する費用弁償あり
勤 務 時 間	週30時間 ・週4日の場合は、1日実働7.5時間 ・週5日の場合は、1日実働6時間
休 暇 等	年次有給休暇が付与されます(勤務日数により付与日数が異なります。) そのほか慶弔休暇等があります。
社会保険の適用	健康保険法等に基づき、対象となる場合は加入することとなります。
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙

### 6 採用選考受験申込書記入上の注意

- (1) 黒又は青のペンもしくはボールペンで記入してください。
- (2) 現住所及び郵送先  
マンション、アパート、方書等も詳しく記入してください。
- (3) 学歴欄  
最終学歴(現在)及びその前まで記入してください。
- (4) 職歴欄  
正規、臨時(アルバイト)を問わず記入してください。

(5) 資格・免許欄

保有している資格・免許を記入してください。

(6) 郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込」と朱書してください。

《 参考 》

地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)も選考を受けることが出来ません。